

4 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

中心市街地に位置する中央・三和・出屋敷地区は阪神間では唯一600%という高い容積率が指定されており、商業施設だけでなく銀行等の業務施設も多く立地している。また、中心市街地には、生活・商業軸（国道2号）業務・開発軸（国道43号）生活・文化軸（五合橋線）産業・情報軸（尼崎伊丹線）という都市の骨格となる都市軸がすべて集中しているとともに、中心市街地に立地する阪神尼崎駅は特急の停車駅であり、交通の要衝となっている。平成21年春には阪神なんば線（阪神電鉄西大阪線の延伸）の開通により、さらなる広域性を有した交通拠点となる。

このような状況にある尼崎市の中心市街地は、阪神間最大の商業集積地として発展してきた地域であるが、近年、風俗関連施設の進出や店舗跡地におけるマンション等の建設などにより、健全でにぎわいのある商業環境が阻害される恐れが生じているため、都市計画法に基づく特別用途地区制度の導入により商業環境の保全に取り組んでいるところである。また、江戸時代には阪神間唯一の城下町が形成されるなど、古くから市街地が形成されてきた地域であり、老朽木造家屋の密集による防災上の課題や高い容積率指定を活用できていないといった課題があり、都市防災にも配慮した土地の高度利用が求められる。

一方、道路については、幹線道路における歩道整備や駅前から総合文化センターへ至る立体遊歩道、寺町地区における石畳の舗装整備等、歩行空間が概ね整備されている。しかしながら、尼崎市は平坦な地形であるため、自転車利用が非常に多く、放置自転車が歩行者の通行の支障となっているといった課題があり、安全な歩行空間の確保が求められる。

(2) 市街地の整備改善の必要性

上記の課題を踏まえ、尼崎市の中心市街地活性化の目標である「地域資源を活かしたにぎわいあふれる中心市街地の形成」を達成するためには、以下の観点に立った市街地の整備改善が必要である。

交通結節点としての機能強化（駅前広場の再整備）

駅前の土地の高度利用

安全で快適な歩行空間の確保（放置自転車対策）

(3) フォローアップの考え方

計画期間の中間及び最終年度に位置づけた事業の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 阪神尼崎駅南地区第一種市街地再開発事業（市街地再開発事業）</p> <p>事業内容 都市防災性・安全性の向上・生活サポート機能の充実を図るための駅前市街地再開発事業</p> <p>実施時期 平成 17～21 年度</p>	<p>阪神尼崎駅南地区市街地再開発組合</p>	<p>都心地域の特性を活かした民間開発を促進することによって、密集した老朽木造家屋の解消、都市防災・安全性の向上及び都心地域としての都市機能の更新を図るものであり、地域資源を活かしたにぎわいあふれる中心市街地の形成及び商業活性化の推進による魅力あふれる中心市街地の形成に必要な事業である。</p>  <p>地下 1 階、地上 29 階建て 鉄筋コンクリート造（一部制震構造） 住宅 207 戸（うち高齢者対応住宅 26 戸） メディカルモール等</p>	<p>まちづくり交付金 （平成 17～21 年度）</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 阪神尼崎駅南 駅前広場整備 (道路) 事業内容 駅前にふさわ しい景観等に 配慮した駅前 広場内の歩道 等整備 実施時期 平成 17 ~ 21 年度	尼崎市	交通結節点機能の整備として、駅前広場機能を再配置し、利用者の利便性の向上と歩行者等の安全で快適な空間の創出や駅前にふさわしい景観的な配慮を行うものであり、地域資源を活かしたにぎわいあふれる中心市街地の形成に必要な事業である。	まちづくり交付金 (平成 17 ~ 21 年度)	
事業名 市道第 39 号 線の 1 整備 (道路) 事業内容 南側駅前広場 から通じる道 路景観整備 実施時期 平成 19 ~ 21 年度	尼崎市	南側駅前広場から周辺地域への回遊性を向上させ、歩行者等の安全で快適な空間を創出するとともに、地域と調和した景観的な配慮を行うものであり、地域資源を活かしたにぎわいあふれる中心市街地の形成に必要な事業である。	まちづくり交付金 (平成 19 ~ 21 年度)	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 自転車駐車場 管理運営事業 事業内容 通勤・通学者 等を対象とし た有料自転車 駐車場の管理 運営 実施時期 昭和 62 年度 ～</p>	<p>尼崎市 自転車駐 車場整備 センター 阪神電気 鉄道(株)</p>	<p>駅前広場等に有料の自転車駐車場を設 置し、市民の利用に供することで、歩行 空間における放置自転車を減らし、歩行 者の安全性や景観面の向上に資するも のであり、商業環境の改善及び利便性の 向上が図られ、商業活性化の推進による 魅力あふれる中心市街地の形成及び地 域資源を活かしたにぎわいあふれる中 心市街地の形成に必要な事業である。</p>	<p>単独事業</p>	
<p>事業名 駐輪場の整 備、運営 事業内容 来街者等を対 象とした有料 駐輪場の整 備、運営 実施時期 平成 18 年度 ～</p>	<p>(株)ティ ー・エ ム・オー ニ崎</p>	<p>周辺環境浄化の取り組みの一つとして、 歩行者等が安心して通行できるように、 自転車駐輪場の設置を行っていくもの であり、商業環境の改善及び利便性の向 上が図られ、商業活性化の推進による魅 力あふれる中心市街地の形成及び地域 資源を活かしたにぎわいあふれる中心 市街地の形成に必要な事業である。</p>		